

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

平成 23 年 4 月 2 日

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名			
千葉県君津園芸による施設園芸ハウスへのヒートポンプ導入にかかる温室効果ガス排出削減事業			
プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社君津園芸 (ユウゲンカイシャキミツエンゲイ)		
住所	千葉県袖ヶ浦市永池 1215 番地 1		
代表者氏名	森田 泰彰	代表者氏名	森田 泰彰
担当者所属		担当者所属	
担当者 E-mail	meron@kkf.biglobe.ne.jp	担当者 E-mail	meron@kkf.biglobe.ne.jp
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者	モリタ農園 (モリタノウエン)		
プロジェクト参加者			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社君津園芸 (ユウゲンカイシャキミツエンゲイ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
GHG 妥当性確認機関			
機関名	ペリージョンソルジスラー クリーンデベロップメントメカニズム株式会社		
担当部署名	東京本社		
担当者名	松井 誉敏		
担当者電話番号	03-5774-9565		
ダブルカウントの防止措置			

ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	有限会社君津園芸						
公的な報告・公表制度	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに参加する全ての事業者は、他の制度に対して排出削減量を主張しない 地球温暖化対策法にて、温室効果ガスの排出量を報告している事業者は、環境省からの求めがあった場合、オフセット・クレジット(J-VER)の販売分についての報告(自社排出量への上乗せ)を行う <ul style="list-style-type: none"> * 現状では温対法におけるクレジット引渡し報告が義務付けられていないため 						
自主的な報告・公表対象	本プロジェクトによりオフセット・クレジット(J-VER)を取得した場合は、自社の温室効果ガス排出量に係る自主的な報告書・公表対象において J-VER の取得状況について明記するとともに、取得した J-VER を他社に引き渡した場合には、自社排出量の削減が行なわれたといった主張は行わない。						
プロジェクト概要							
プロジェクト概要	<p>【目的】 施設園芸ハウスの暖房に高効率のヒートポンプ空調機を導入することで、従来の化石燃料燃焼式暖房機の稼働率を下げ、温室効果ガスの排出量を削減する。</p> <p>【内容】 メロン栽培施設にヒートポンプ空調機の導入を行い、既存の化石燃料燃焼式暖房機との併用による暖房を行う。メインの暖房はヒートポンプ空調機によって行い、化石燃料燃焼式暖房機は補助的に稼働させることで化石燃料燃焼式暖房機の稼働率を下げ、化石燃料の使用量を低減する。</p>						
プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 千葉県富津市青木 1173						
プロジェクト期間	2011年1月1日～2013年3月31日(2年3ヶ月)						
クレジット期間	2011年1月1日～2013年3月31日						
プロジェクト計画開始届提出日	2011年1月26日						
妥当性確認終了日	2011年4月7日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	26	52	52	130
ポジティブリスト	No. E. <u>012</u> ver.2.0						
適用方法論	方法論番号	JEAM <u>012</u> ver. 2.0					
	方法論名称	空調設備の圧縮機の更新					

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>有限会社君津園芸</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページURL: http://www7a.biglobe.ne.jp/~meron/

出版物(環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同じ		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			